

## 船橋市健康保育研究協議会要綱

### (設置)

第1条 船橋市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とし同法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）を利用し、又は利用の申込みをしている保護者の乳幼児（以下「児童」という。）の保育における心身の健康増進を保持し、安全保育の確立に資するために、船橋市健康保育研究協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休明けとは、生後57日以上6ヵ月未満の者をいう。
- (2) 乳児とは、産休明けを除く生後1歳未満の者をいう。
- (3) 幼児とは、小学校就学前の児童で前2号に該当しない者をいう
- (4) 内部疾患を有する児童とは、法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病の有無を問わず、小学校就学前の継続的に医療管理をしている児童及び医療的配慮の必要性が高い児童をいう。
- (5) 内部疾患を有する児童の保育とは、内部疾患を有する児童に対し、他の児童とともに集団で実施する保育をいう。
- (6) 発達支援児とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳及び療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付の有無を問わず、心身の発達において特別な配慮を要する児童をいう。
- (7) 発達支援保育とは、発達支援児に対し、他の児童とともに集団で実施する保育をいう。
- (8) 市立保育所とは、市が設置する保育所等をいう。
- (9) 私立保育所等とは、市立保育所以外の保育所等をいう。

### (協議及び審査事項)

第3条 協議会は、市長の求めに応じ次に掲げる事項を協議し、及び審査する。

- (1) 児童の保育における心身の健康増進に関すること。
- (2) 児童の保育における安全の確立に関すること。
- (3) 内部疾患を有する児童の保育実施の適否についての審査に関すること。
- (4) 発達支援児の保育実施の適否についての審査に関すること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(組織)

第4条 協議会は、第5条に規定する委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 船橋市医師会から推薦を受けた医師 3人
- (2) 船橋市医師会から推薦を受けた保育所嘱託医 4人
- (3) 船橋歯科医師会から推薦を受けた歯科医師 1人
- (4) 私立保育所等の代表（理事長・園長その他保育に従事する者） 2人
- (5) 市立保育所の代表（園長その他保育に従事する者） 5人
- (6) 市職員 1人
- (7) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、任期中に委嘱又は任命時の職を離れた委員は、解任されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌握し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を運営する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、市長を通じ、関係者に対して会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

2 協議会は、前項の規定により会議に出席した関係者に対し、必要な限度において意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び関係者は、協議会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(会議結果)

第10条 会長は、協議会の協議事項又は審査事項について成案を得たときは、協議会の議を経て市長に報告するものとする。

(公務災害補償)

第11条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害保障等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

(庶務)

第12条 協議会の事務は、市立保育所主管課において所掌する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いた上で定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。